平成21年度 入札契約制度の改正について(役務・物品)

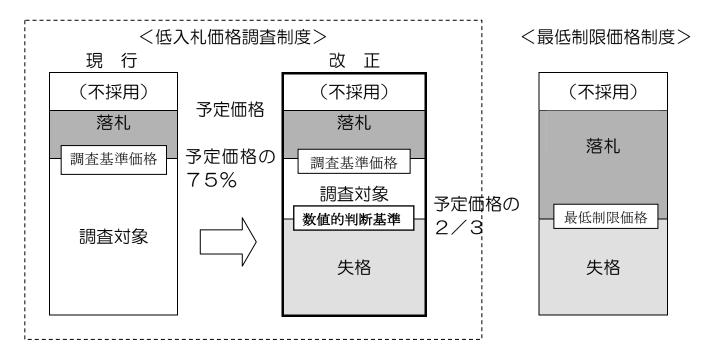
1. 役務契約関係

(1) ダンピング防止対策の拡充

適正な価格での競争を促すことにより、業務の適正な履行を確保する

①低入札価格調査制度の見直し

・ 数値的判断基準 (失格基準) を導入



②最低制限価格制度・低入札価格調査制度の対象業務拡大

・監理課で契約・業者選考を行う全業務(賃貸借契約を除く)に適用拡大

新たな適用業務:樹木等管理業務、単年度の建物維持管理業務(清掃・警備)等

(2) 予定価格の事後公表

入札契約制度の透明性の向上を図る

・監理課で契約締結する建設コンサルタント業務について、契約締結後に 予定価格の公表を実施

(反復性のある「建設コンサルタント業務以外の業務」については、 従来どおり非公表)

2. 物品契約関係

(1)制約付き一般競争入札の拡大

受注機会を拡大することで、入札契約制度の透明性・公平性の向上を図る

・予定価格600万円以上の契約に適用(現行:800万円以上)

3. 共通事項

(1)契約約款の改正

・独占禁止法改正関係に対応